

平成 年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	印
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所	



◆給与所得者の保険料控除申告書◆

保険会社等 の名称	保険等の 種類	保険期間 又は 年金支払 期間	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧 の 区分	あなたが本年中に支払った保 険料等の金額(分配を受けた 剩余金等の控除後の金額) (a)	給与の 支払者の 確認印				
				氏名	あなたの 続柄							
一般の生命保険料						(a)	円					
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 円	Aの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円) 円	計(①+②) ③ (最高40,000円) 円								
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 円	Bの金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円) 円	②と③のいずれか大きい金額 ① (最高50,000円) 円								
介護医療保険料						(a)	円					
(a)の金額の合計額 C 円	Cの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円) 円	計(④+⑤) ⑥ (最高40,000円) 円								
個人年金保険料					(a)	円						
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D 円	Dの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑦ (最高40,000円) 円	計(⑦+⑧) ⑨ (最高40,000円) 円								
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 円	Eの金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑩ (最高50,000円) 円	⑩と⑪のいずれか大きい金額 ⑫ (最高50,000円) 円								
計算式I(新保険料等用)※				計算式II(旧保険料等用)※								
A、C又はDの金額	控除額の計算式			B又はEの金額	控除額の計算式							
20,000円以下	A、C又はDの全額			25,000円以下	B又はEの全額							
20,001円から40,000円まで	A、C又はD×1/2+10,000円			25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2+12,500円							
40,001円から80,000円まで	A、C又はD×1/4+20,000円			50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4+25,000円							
80,001円以上	一律に40,000円			100,001円以上	一律に50,000円							
地震保険料控除	保険会社等 の名称	保険等の 種類(目的)	保険 期間	保険等の 契約者の氏名	保険等の対象となった 家屋等に居住又は家 財を利用している者等 の氏名		地震保険料 又は旧長期 損害保険料 の区分	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた剩 余金等の控除後の金額) Ⓐ	給与の 支払者の 確認印			
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 ⑬ 円	(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ⑭ 円		⑮ (最高50,000円) 円									
地震保険料 控除額 ⑯ 円	(最高50,000円) + (a)の金額 ⑰ (最高50,000円) + 10,000円を超える場合は、 ⑱ (最高15,000円) = ⑲ (最高50,000円) 円		⑳ (最高50,000円) 円									

* 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

配偶者特別控除	あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません。)	配偶者特別控除	
	(フリガナ) 配偶者の氏名		
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。			
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。			
所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(①-②)
給与所得①	円 650,000	円(マイナスの場合)	円
事業所得②			
雑所得③			
配当所得④			
不動産所得⑤			
退職所得⑥		(退職所得控除額)	(①-②)×1/2又は(①-②)
①~⑥以外の所得⑦		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は%)
配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)			A 円
配偶者特別控除額の早見表			
[A]欄の金額	控除額 [B]		
0円から 380,000円まで	380,000円まで 0円		
400,000円から 399,999円まで	399,999円まで 380,000円		
450,000円から 449,999円まで	449,999円まで 360,000円		
500,000円から 499,999円まで	499,999円まで 310,000円		
550,000円から 549,999円まで	549,999円まで 260,000円		
600,000円から 599,999円まで	599,999円まで 210,000円		
650,000円から 649,999円まで	649,999円まで 160,000円		
700,000円から 699,999円まで	699,999円まで 110,000円		
750,000円から 749,999円まで	749,999円まで 60,000円		
760,000円から 759,999円まで	759,999円まで 30,000円		
配偶者特別控除額			早見表[B]欄の金額
社会保険料控除	保険料を負担することになっている人 の氏名	あなたが本年中に支 払った保険料の金額	
	あなたの続柄		
合計(控除額)			円
小済規等 模掛企 業控共 除	種類	あなたが本年中に支 払った掛金の金額	
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金			円
個人型又は企業型年金加入者掛金			
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金			
合計(控除額)			円

この申告書は、平成27年9月1日現在の規定に基づいて作成してあります。